

高知大学医学部における生命倫理関係指針に係る学長の権限又は事務の  
委任に関する規則

平成 28 年 4 月 12 日  
規 則 第 3 号

最終改正 令和 3 年 6 月 29 日規則第 8 号

(委任)

第 1 条 学長は、医学部において行う人間を直接対象とした医学の研究に関し、次の各号に掲げる指針に定める研究を実施する機関の長としての学長の権限又は事務を当該指針の定めるところにより、医学部長に委任するものとする。ただし、学長自らがその権限又は事務を行うことを妨げない。

- (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- (2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示 344 号）

(雑則)

第 2 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に実施されているこの規則による改正前の高知大学医学部における生命倫理関係指針に係る学長の権限又は事務の委任に関する規則第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる指針に定める研究機関の長としての学長の権限又は事務の委任については、なお従前の例による。